

京都市交通局公印規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第34号

京都市交通局公印規程の一部を改正する規程

京都市交通局公印規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公印保管者)</p> <p>第4条 公印は、すべて企画総務部<u>総務課長</u>（以下「<u>総務課長</u>」という。）に保管させる。ただし、事務処理上特に必要があると認める場合においては、当該事務を主管する課及び事業所の長に保管させることがある。</p> <p>2 (略)</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第6条 <u>総務課長</u>は、公印台帳（第1号様式）を備えて、公印の所在を明確にし、保管の厳正を期さなければならない。</p> <p>(押印手続)</p> <p>第7条 公印を使用する場合は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前号の規定にかかわらず、<u>総務課長</u>がやむを得ないと認めるときは、公</p>	<p>(公印保管者)</p> <p>第4条 公印は、すべて企画総務部<u>企画総務課長</u>（以下「<u>企画総務課長</u>」という。）に保管させる。ただし、事務処理上特に必要があると認める場合においては、当該事務を主管する課及び事業所の長に保管させることがある。</p> <p>2 (略)</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第6条 <u>企画総務課長</u>は、公印台帳（第1号様式）を備えて、公印の所在を明確にし、保管の厳正を期さなければならない。</p> <p>(押印手続)</p> <p>第7条 公印を使用する場合は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前号の規定にかかわらず、<u>企画総務課長</u>がやむを得ないと認めるとき</p>

印保管者等は、公印保管者が指定する場所において公印保管者等の視認の下に、公印使用者に押印させることができる。 (5)～(6) (略)	は、公印保管者等は、公印保管者が指定する場所において公印保管者等の視認の下に、公印使用者に押印させることができる。 (5)～(6) (略)
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企画総務部職員課)